

青森県報

第二千五百六十八号

平成十七年
十二月十六日
(金曜日)

目 次

告 示

- 字区域の変更……………(市) 振興町 課 一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉) 課 一
- 保安林の指定……………(林政) 課 二

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) 二
- 宅地建物取引業者の事務所所在地の不明……………(建築住宅課) 四
- 建設業者の許可の取消し……………(青森県土) 整備事務所 四
- 右 同……………(十和田県土) 整備事務所 四
- 右 同……………(同) 五

出先機関

- 換地処分……………(農) 三戸地方 農林水産所 五

公安委員会

- 駐車監視員資格者講習の実施……………(交通指導課) 五

労働委員会

- あつせん員候補者の氏名等……………(事務局) 六

正 誤

平成十七年七月十三日定例告示中……………(林政課) 七

告 示

青森県告示第九百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、名川町長から名川町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十七年十二月十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡名川町

大字斗賀字村前一の一部、三の一部、五の一部、六の一部、七の一部を字水間
に編入する。

大字斗賀字水間七の一部、八の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地
の全部、字村前に隣接する字水間の水路である国有地の一部を字村前に編入する。

青森県告示第九百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用
する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ
たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	居宅介護 事業の種類	名 称	居宅介護事業所	廃止 年月日
所 在 地	主たる所在地		所 在 地		

医療法人す みれ会	北北一丁目三四 の二〇三	訪問介護	すみれ介 相談セン タ	北北一丁目三四 の二〇三	平成 一七・七 一
--------------	-----------------	------	-------------------	-----------------	-----------------

青森県告示第九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字滝沢字住吉二二三の七五、二二三の八一、二四五の三七、二四六の一、二四八の二二、二四八の二二、二四八の二五

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン十和田ショッピングセンター

十和田市大字相坂字六日町山一六九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 岡田元也	削除	平成 一七・一 三
イオンスーパーセンター株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 岡崎双一	イオンストア株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六 代表取締役 本田進	一七・一 七
株式会社ニューステップ 東京都中央区新川一丁目二の二五 代表取締役 高田覚司	株式会社夢や 東京都港区浜松町二の二五 代表取締役 高杉弘美	"
株式会社夢や 東京都港区浜松町二の二五 代表取締役 高杉弘美	株式会社夢や 東京都港区浜松町二の二五 代表取締役 高杉弘美	"

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。
 なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社総合地建

二 代表者の氏名 小野寺 正隆

三 免許証番号 青森県知事（三）第二五九七号

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小室産業株式会社

二 代表者の氏名 小室 清

三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字丸山三八一の一七四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第三九四五号

五 取消年月日 平成十七年十二月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年十一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ユニット

二 代表者の氏名 荒閑 勝弘

三 主たる営業所の所在地 青森市大字後潟字大原九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一四八〇一号

五 取消年月日 平成十七年十二月五日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社中村建設工業
- 二 代表者の氏名 中村 克美
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字中村道ノ下二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一一七四〇号
- 五 取消年月日 平成十七年十二月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年十一月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社中村建設工業
- 二 代表者の氏名 中村 克美
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字中村道ノ下二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一六)第一一七四〇号
- 五 取消年月日 平成十七年十二月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気、管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年十一月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、名川町村前地区共同施行西塚正男ほか十三名から、村前地区の土地改良事業に係る換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十七年十二月十六日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百十四号

道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第二条の規定に基づき行う同法第三条の規定による改正後の道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)第六条の規定により公示する。

平成十七年十二月十六日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 講習等の期日

1 講習

平成十八年一月十八日(水)及び同月十九日(木)午前九時から午後五時まで
(受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時五十分まで)

2 修了考査

平成十八年一月二十六日(木)午前十時から午前十一時まで
(受付時間 午前九時から午前九時三十分まで)

二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四
青森県運転免許センター

三 受講定員

五十名程度(申込み先着順で、定員になり次第申込みの受付を終了する。)

四 受講申込方法等

1 申込期間

平成十八年一月十日(火)及び同月十一日(水)午前九時から午後四時まで

2 申込場所(問い合わせ先)

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部交通部 交通指導課指導取締係
電話 〇一七 七二三 四二一一 内線五一一四

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の2の申込場所に直接持参して申し込むこと。

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書(交通指導課で受領すること。)

(二) 講習手数料一万九千円(青森県収入証紙で納付すること。)

4 その他

講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十七年十二月十六日

青森県労働委員会会長 石田恒久

氏名	職 業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士
大澤 一貫	青森県労働委員会委員 弁護士
成田 宏子	青森県労働委員会委員 (学)青森山田学園青森山田中学校事務長
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
栗本 章吉	青森県労働委員会委員 日本基幹産業労働組合連合会青森県本部副委員長
外崎 祐一	青森県労働委員会委員 全国交通運輸労働組合総連合青森県支部執行委員長
一戸富美雄	青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長
上野バテイ	青森県労働委員会委員 UIゼンセン同盟オールサンデーユニオン中央執行副書記長
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長
村田 剛一	青森県労働委員会委員 (株)ほくとつ監査役
笹森 悦朗	青森県労働委員会委員 ジャパンツアーステムみちのく(株)監査役
北村真夕美	青森県労働委員会委員 (株)青森経営研究所代表取締役社長
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子(株)代表取締役会長
佐藤 正勝	青森県労働委員会委員 (社)青森県経営者協会専務理事

平成十七年十二月二五〇二号		発行年月日
告 示		区 分
第六〇四号		番 号
三	二	ページ
上	下	段
九	ら後ろか 六か	行
大字戸澤字中洲川山一・	大字戸澤字中洲川山一・	誤
大字戸澤字中洲川山一の一・	大字戸澤字中洲川山一の一・	正

齊藤 喜丈	木村 豊	中島 勝彦
青森県労働委員会事務局審査調整課長	青森県労働委員会事務局次長	青森県労働委員会事務局次長

林 政 課

正 誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭